

平成 27 年 9 月 29 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

再任用の判断材料等に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

- 1 件名
再任用の判断材料等
- 2 質問の要旨
 1. 職員を再任用するか否かの判断に於いて、其々の担当する課長らのニーズや判断等も市として決定する上で参考にしたり、汲み取っているのか。
 2. 平成 27 年度 新たに再任用した職員は何名か。其々の前年度の所属部と課と職位、再任用後の職員の所属部と課、現在の担当業務を全て示せ。
- 3 答弁を求める者
市長
- 4 答弁の期限
㊦ (平成 27 年 9 月 30 日まで) ・ 無
(理由：緊急質問を検討しており、職員課長らは誠実に速やかに答弁を作成補助せよ。)